

保護者のみなさまへ

令和5年5月9日

保育園における新型コロナウイルスへの対応について

日頃より、江東区の保育行政にご理解、ご協力いただきありがとうございます。
令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症が感染症分類の 2類から5類になること から現在、行っている対応に一部変更があります。

内容をご確認いただき、ご対応をお願いいたします。新型コロナウイルス感染症は、5類になりましたが、引続き感染症感染拡大防止にご協力をお願いいたします。

<保育園の利用について>

○お子さまが、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合。

登園のめやすは、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過すること。

感染後の登園にかかる治癒証明書（意見書）は、主治医に記入してもらい、保育園に提出してください。インフルエンザも同様の対応に戻ります。

※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日として、5日を経過すること。

○同居されているご家族の方が罹患した場合

お子さまの保育所への登園は可能です。

※ただし、罹患されているご家族の方の送迎は、お控えください。

<登園にあたって>

○登園前にお子さまの検温や健康観察をお願いいたします。

○マスクの着用は、個人の判断になります。

<お子さまの罹患が判明した場合>

○感染拡大防止のため速やかに園にお知らせ下さい。

江東区